

令和4年度 第1回大府市協働推進委員会 会議録

開催日時 : 令和4年5月25日(水)午後5時30分から午後7時15分まで
開催場所 : 大府市役所 2階 201・202会議室
出席者 : 昇協働推進助言者、
成田委員、吉村委員、池澤委員、鈴木委員、前原委員、深谷委員、
亀山委員、山内委員
事務局(部長、課長、係長、技師、主事)の計14名
欠席者 : なし
傍聴者 : なし

(司会・進行:協働推進課長)

1 市長あいさつ

新型コロナウイルスの感染症の新規感染者数については、第6波のピークを2月に迎え、その後少しずつ減ってはきたが、大型連休後、新規感染者数は下げ止まりになっている。しかし、重症化する方は少なくなっていると思っている。

この2年間のコロナ禍における経験を糧にして、今年度は感染対策をしながら、できる限り市民活動や経済活動等を充実できるように取り組んでおり、先月は、大倉公園つつじまつりを3年ぶりに開催したところである。できる限り地域の方には感染対策を行ったうえで夏まつりなどの行事を実施していただきたい。

委員の皆様は、2年間新たな気持ちで審査し、市民活動を活性化させていただきたい。

2 委嘱状交付

委嘱状を机上にて交付。

3 委員長及び副委員長の選出

委員の互選(委員会規則第6条第2項の規定に基づく)により、委員長職に深谷委員が、副委員長職に鈴木委員が選出された。

4 議題

(1) 令和4年度大府市協働推進委員会について

事務局から、大府市協働のまちづくり推進条例及び大府市協働推進委員会規則に定める委員会の目的及び、令和4年度大府市協働推進委員会のスケジュールなどを説明。

(2) 大府市協働のまちづくり推進のための指針Ⅳについて

事務局から、大府市協働のまちづくり推進のための指針Ⅳを用いて、協働のまちづくりの経緯や必要性、事業実績などについて説明。

【質疑応答】

助言者: 1ページの協働のまちづくりの経緯について、以前からも行っていたと思うが、平成11年に第4次大府市総合計画をもって協働のまちづくりが始まったきっかけは何か。

事務局: 例えば、今の第6次大府市総合計画は、策定する際にSDGsが世の中

に出てきて、それを盛り込んだものとなっている。同様に、市民活動も元々皆さんが少しずつ集まっているところが、第4次大府市総合計画で形になり、計画に盛り込み、事業ができてきたと考えている。

助言者：市民活動は元々やっていたが、総合計画ではっきり文章として形になったということか。

事務局：はい。

(3) 協働企画提案事業及びNPO法人立ち上がり支援事業の審査方法について

事務局から、審査方法などについて説明。

- ・本日の委員会で、書類による第1次審査を行う。書類審査を通過した応募団体のみが、第2次審査へ進むことができる。
- ・第2次審査は従来どおり申請者のプレゼンテーション（提案内容）を審査する。

【質疑応答】

委員長：今回送っていただいている申請書類で予備審査をするということである。

委員：私は、Farm to Tableの役員なので、この団体については審査できないのでよろしく願います。

委員長：審査はしないが、協議には参加するののか。

事務局：協議には参加いただくが、第2次審査のときに点数をつけることはしない。

(4) 協働企画提案事業の第1次審査について

事務局から、各団体から提出された企画提案書を元に説明。

- ・応募は6件であった。
- ・協働推進助言者及び協働推進委員会委員により、第1次審査を行う。
- ・令和4年度協働企画提案事業交付金応募要項に基づき、「応募書類」「応募対象団体」「応募対象事業」「補助対象経費」の4つの観点から、応募要件を確認する資格審査を行う。
- ・審査内容は非公開とする。

【審査結果】

- ・応募のあった6件は、全て第1次審査を通過した。

(5) NPO法人立ち上がり支援事業の第1次審査について

●事務局から、各団体から提出された申請書類を元に説明。

- ・応募は2件であった。
- ・協働推進助言者及び協働推進委員会委員により、第1次審査を行う。
- ・令和4年度NPO法人立ち上がり支援事業交付金応募要項に基づき、「応募書類」「応募対象団体」「補助対象経費」の3つの観点から、応募要件を確認する資格審査を行う。
- ・審査内容は非公開とする。

【審査結果】

- ・応募のあった2件は、全て第1次審査を通過した。

5 その他

委員：フェアトレード推進委員会について昨年度申請があったが、今年度は申請がない。仮に来年度以降申請があった場合、それを認めるのか。応募要項には記載がないように思われる。翌年度以降の話にはなるが、事務局で対応法を検討するようにしてほしい。

助言者：3年とは、連続した3年でなければいけないのか。

事務局：要綱には3回ではなく3年と規定されているので、内部で精査させていただきたい。

—以上—